

恩納村長選挙の選挙期日について

任期満了に伴う恩納村長選挙の期日が決定しましたのでお知らせいたします。

告示日(立候補受付日) 平成31年1月 8日(火)
選挙期日(投開票日) 平成31年1月13日(日)

●立候補予定者説明会の開催について

日時 12月4日(火) 午後2時～
場所 恩納村役場 2階会議室
対象 2名以内(立候補予定者、またはその関係者)

お問い合わせ：
恩納村選挙管理委員会 ☎966-1200

合同相談のお知らせ

11月 22日(木)

午前10時～12時
午後 1時～ 3時
恩納村コミュニティセンター

※11月15日(木)から総務課窓口または電話にて受付いたします。
※初めて相談する方を優先とします。

お問い合わせ：
総務課 ☎966-1200

農地の転用・売買は農業委員会への申請が必要です!

農地を耕作以外の目的に使用する場合

(住宅・資材置場・駐車場など)

○転用許可申請

(村総会→県諮問会→県知事許可)

住宅等を建てる、駐車場、資材置場等にするなど農地以外の利用をする場合に必要です。

○所有者自身が転用する場合は、4条申請。

○所有者以外の方が転用する場合は、5条申請。

※申請前に申請地が**農振農用地区域外であることを農林水産課(農政係)で確認**してください。

農振農用地区域内の土地であれば、その区域からの除外が必要です。審議会で除外された後に転用許可申請を受け付けます。

※一時的な転用についても申請が必要です。転用期間満了に伴い、農地(耕作できる状態)への復元が必要です。

農業委員会への届出もお忘れなく!

○農地の相続届

相続等の農地法の許可を要しない農地の権利取得について、権利を取得した者は農業委員会に届出の必要があります。(H21.12.15 改正農地法等の施行)
～名義変更の登記後で構いませんので、お忘れなく～

○死亡届(農業者年金関係)

農業者年金の受給は及び被保険者が死亡した場合は、農業委員会への死亡届も忘れずに行ってください。

受給者の場合、届出がないと年金の過払いが生じ、後日返納することになります。支払保留もできますので、取り急ぎ電話連絡でも構いません。未支給の年金があれば死亡届と同時に申請できます。

農地の売買・贈与について

○農地法第3条許可申請(農業委員会許可)

宅地などと異なり、農地の権利取得は耕作面積が一定以上ある方、権利を有する農地の全てを効率的に利用できる方など農地法による許可基準があり、誰でも取得できるわけではありません。

農地法の許可のない契約に効力はありません。

(金銭の授受があった場合でも名義変更登記はできません)

農地に農機具倉庫などを建てる場合

○確認願(面積:200㎡未満)

農地の保全や利用の増進のため、自己の農業用施設に利用する場合は必要です。

※200㎡以上は確認願ではなく、転用許可申請となります。

※農振農用地区域内については、事前に農林水産課にて農用地区域の軽微変更申請が必要です。

注意:現在**耕作されている土地全てが農地法の対象**です。

(登記簿地目が農地以外でも開墾して耕作されていれば農地法の対象です)

総会毎月開催

申請締め切り:15日 総会:25日

お問い合わせ：
農業委員会 ☎966-1204